

消費者教育コーディネーター設置について

1. 消費者教育コーディネーター設置根拠

○消費者教育の推進に関する法律（平成 24 年 12 月 13 日施行）

抜粋

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、消費生活センター（消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十条の二第一項第一号に規定する消費生活センターをいう。第十三条第二項及び第二十条第一項において同じ。）、教育委員会その他の関係機関相互間の緊密な連携の下に、消費者教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の社会的、経済的状况に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

○消費者教育の推進に関する基本的な方針（閣議決定）

参考資料 4

2. 消費者教育・啓発に関する本市の課題

○専任の職員を配置することが困難であったため、複数の職員が教育・啓発事業を分担

○教育・啓発関係の取組全体をマネジメントする役割が必要

○教育・啓発関係機関との連携は各業務ベースにとどまっている

→令和 6 年度から、消費者教育コーディネーターを設置

3. 本市消費者教育コーディネーターについて

○コーディネーターを明確に位置付け、消費者教育・啓発の担い手との双方向のコミュニケーションを活性化する

○コーディネーターを核として、各々の消費者教育・啓発の場に共通する課題解決などに取り組む

○体制は、複数職員のチーム制とする

○役割

（1）まずはここから

各々の消費者教育・啓発の場（学校・地域社会・家庭・職域）に合わせ、ニーズに沿った消費者教育に関する教材・情報の提供、講師の派遣・紹介など

（2）次にここまで

消費者教育・啓発の担い手との連携による事業実施

（3）将来的にはここへ

各々の消費者教育・啓発の場を横断的につなぎ、多様な主体が連携するネットワークを構築

4. 具体的な取組み（現状と今後）

	現状	今後の取組の方向性
学校	・教員向け研修への講師派遣 ・市立こども園・幼稚園、中学校、高校への消費者教育教材の提供 ・国民生活センター等が行っている教職員向け講座の情報提供 ・市内にある大学へ啓発資料の提供	消費生活センター主導の講師派遣・教材提供だけでなく、年齢に合わせた消費者トラブル事例や消費者教育の先進事例等の情報提供に加え、 <u>学校のニーズを汲み取り、積極的に授業等に消費者教育を取り入れてもらえる仕組みの構築を進める。</u>
地域社会	・自治会等地域団体からの依頼による出前講座 ・福祉関係機関（高齢・障害）の連携会議への参加や研修の実施 ・高齢者関係機関へ「センター便り（高齢者の消費者被害と注意点を掲載）」を発行	出前講座や啓発資料の提供といった予防策だけでなく、実際に消費者被害にあった場合に、確実な相談、早期解決につながるよう、具体的な事例の情報を共有することで、 <u>各団体・組織と連携・協働できる体制構築を進める。</u>
家庭	・市立こども園・幼稚園に保護者向けの啓発冊子を配布	就学前の過程だけでなく、PTA との連携等、 <u>就学後の児童生徒がいる家庭に向けた消費者教育を検討する。</u>
職域	・企業の職員研修での消費生活センター出前講座の活用を依頼	令和5年度からの取組であり、引き続き、 <u>企業での出前講座活用を進める。</u>